

4 総総情第 753 号  
令和 4 年 10 月 31 日

各局等情報公開主管課長 殿  
各局等個人情報保護主管課長 殿

総務局総務部情報公開課長  
(公印省略)

「緊急事態宣言」発令による開示請求等に係る開示決定等の期限について(通知)  
の取扱いについて

東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号）、東京都個人情報の保護に関する条例（平成 2 年東京都条例第 113 号）及び東京都特定個人情報の保護に関する条例（平成 27 年東京都条例第 141 号）による開示請求等に係る開示決定等の期限については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、令和 2 年 4 月 8 日付、同年 5 月 29 日付、令和 3 年 1 月 8 日付及び同年 4 月 26 日付通知（別添 1 から 4）により、取扱いを周知してきたところですが、現下の感染状況等を踏まえ、令和 4 年 11 月 1 日以降、当面の間この通知による取扱いを停止することとしたので、通知します。

引き続き、東京都情報公開条例等に基づき適切にご対応いただくようお願いいたします。

【担当】総務局 総務部 情報公開課 (情報公開条例に関すること)	情報公開担当	高畠 [内線：24-234]
(個人情報保護条例に関すること)	個人情報担当	大本 [内線：24-222]
(特定個人情報保護条例に関すること)	特定個人情報保護担当	日比 [内線：24-223]